

一般社団法人日本医療薬学会
海外研修等助成事業規程

(名称)

第1条 本制度を海外研修等助成事業（以下、本事業という）と称する。

(目的)

第2条 薬剤師、薬学教育者、薬学研究者が修得すべき専門的知識と技能を高め、薬物療法、医療薬学教育、医療薬学研究を通じた医療の質の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、日本医療薬学会（以下、本学会という）の正会員の海外における高度な薬物療法の実施医療機関、大学、研究所等での研修・見学や国際学会への発表に対し助成する。

2 助成対象を次の2つのいずれかとする。

① 施設研修・見学（医療薬学に関連した専門的知識・技能の習得を目的とした病院、大学、研究所等における研修や見学）助成

② 医療薬学に関連した海外で開催される学会における研究発表への助成

3 本事業は、本学会の事業計画及び予算に基づき実施する。

(企画・運営)

第4条 本事業は、海外研修等助成員選考委員会（以下、選考委員会という）が企画・運営する。

2 選考委員会は、専門薬剤師制度運営委員会、医療薬学専門薬剤師認定委員会、がん専門薬剤師認定委員会、薬物療法専門薬剤師認定委員会、地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会、および国際交流委員会を担当する副会長、委員長および国際交流委員をもって構成する。選考委員会の委員長は、国際交流委員会委員長が務める。

(選考)

第5条 選考委員会は、原則として5名以内の研修等助成候補者を選考し、その結果を理事会に具申する。また、該当者がいない場合にも理事会に報告する。理事会は、選考委員会の意見を基に、研修等助成対象者を決定する。

(応募者の条件と応募方法)

第6条 本事業に応募する者は、次の条件を満たしていること。

① 本学会の正会員であること。

② 本学会会員歴3年以上かつ継続して会員の意思があること。

③ 45歳以下で、施設又は部門の長、教授またはそれに準ずる職に就いていないこと。

④ 年会または本学会認定のシンポジウム等で2回以上の発表経験を有すること。

⑤ 十分な英語力を有していること（TOEIC試験において650点以上、あるいは他の英語力検定試験において相当以上の能力を有する）

⑥ 過去に本事業の助成を受けていないこと。

＊ 本事業に応募しようとする者は、本学会認定の専門薬剤師または指導薬剤師であることが望ましい。

2 以下の提出書類を本学会事務局に提出する。

① 海外研修等助成事業応募申請書（書式1）

② 施設研修・見学または学会発表の概要（書式2）

③ 業績目録（書式3）

- ④ 薬物療法または医療薬学教育、医療薬学研究に関する実績証明書（書式 4）
- ⑤ 施設長または所属部門長の推薦書（書式 5）
- ⑥ 応募者の英語力を示す客観的資料（5 年以内のもの）
- ⑦ 研修・見学先施設からの受入承諾書および見積書等（第 3 条 2-①に申請する者）
- ⑧ 発表要旨および採択通知（第 3 条 2-②に申請する者、採択決定後提出）

（研修・見学等の助成）

第 7 条 本学会は、研修・見学等実施機関での研修・見学あるいは海外で開催される学会への参加に係る費用の一部を助成する。渡航に係る旅費は、本学会の旅費規程によるほか、渡航航空運賃（エコノミークラス）、海外での移動に係る交通費及び宿泊費、研修参加費、学会参加費を対象とし、上限 5 0 万円を助成する。なお、国内の移動に伴う旅費についても、本学会の旅費規程を上限として請求に基づき支払うものとし、これも前項の助成の範囲に含まれる。

2 助成金は、領収書等の支払いを証明する書類を学会事務局に提出し、確認を経て交付される。

（海外研修等助成員の義務）

第 8 条 本事業により助成を受けた海外研修等助成員は、医療薬学編集委員会からの執筆依頼に基づき、海外研修等参加報告書を執筆しなければならない。

2 本事業により助成を受けた海外研修等助成員は、その研修等の成果を学会、研究会、医学・薬学領域の雑誌等で発表することができる。ただし、その場合は本事業として実施されたことを陳述または明記すること。発表する場合、医療薬学誌との重複発表とならないよう気をつけること。

（規程の改廃等）

第 9 条 本規程の改廃は、理事会の議を以て変更する。

2013 年 6 月 6 日	制定
2015 年 12 月 25 日	改正
2018 年 3 月 6 日	改正
2020 年 11 月 25 日	改正
2024 年 8 月 7 日	改正
2024 年 12 月 26 日	改正
2025 年 10 月 29 日	改正